

新奈良県市町村合併支援プランについて

1. 新支援プランの主なポイント

- ① 対象地域
 - ・「奈良県市町村合併推進構想」に位置付けられた構想対象市町村
 - ・新合併特例法の下で合併した市町村
- ② 支援体制
 - ・知事を本部長とする「奈良県市町村合併支援本部」を引き続き設置し、市町村合併の取り組みを総合的に支援。
- ③ 旧法下で合併した4市への支援
 - ・引き続き、旧支援プランで合併後のまちづくりの支援を行う。

2. 支援策の主な内容

- ① 市町村合併の取り組みに対する支援 【気運醸成～合併協議】
 - ・合併に向けての情報提供・啓発事業に取り組む市町村や公共的団体、あるいは合併協議会への財政支援・人的支援など。

支援策の具体例

- 市町村合併推進支援事業補助金（補助率1/2、1事業主体につき180万円が上限）
市町村や公共的団体が行う市町村合併に関する講演会やシンポジウムなどの情報提供・啓発事業に要する経費の一部を補助。
- 市町村合併アドバイザー派遣
市町村や公共的団体等が行う市町村合併に関する講演会などにアドバイザーや講師を派遣。
- 市町村合併推進支援事業交付金（1協議会あたり500万円が上限）
法定協議会の活動経費の一部を支援。
- 法定協議会等の要請に基づき、協議会事務局（任意の協議会を含む）への県職員の派遣。 など

- ② 市町村合併を通じたまちづくりに対する支援 【合併協議～合併後】
 - ・合併後のまちづくりの計画である「合併市町村基本計画」の策定及びその実現に向けての支援。

支援策の具体例

- 合併市町村基本計画の策定に対する支援とともに、計画に位置付けられた県事業の重点実施等の優遇措置。
- 奈良県市町村合併支援交付金により、合併前後の臨時的な財政需要及び合併後の一体的なまちづくりへの財政支援。

奈良県市町村合併支援交付金の概要

- ・合併関係市町村数（新合併特例法下で合併し、当該交付金の交付を受けた合併市町村は除く）
× 1億円（但し、旧法下で合併した市は5千万円）を上限として交付。
- ・合併関係市町村の数が5市町村以上の場合、当該交付金を20%の範囲内で加算。
- ・合併後の市町村人口が3万人に満たない場合は交付しない。

- 地域活性化事業総合補助金及び市町村振興資金による財政支援。